

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
福祉理美容による地域活性化計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
静岡県駿東郡小山町
- 3 地域再生計画の区域
静岡県駿東郡小山町の全域

4 地域再生計画の目標

本町では高齢化が進行し、高齢者が元気で生き生きと暮らすことのできる環境の整備が急務となっている。

自ら理美容室に行くことが困難な、要支援及び要介護の高齢者等は町内に約 850 人いるが、その多くは本人やその介助者等が必要に応じ伸びた髪の毛をカットしている状況にある。一方で高齢者の中には、自宅等でプロの理美容師による快適でオシャレな理美容を希望する方も多い。

このため、本町では、平成 27 年度に地方創生先行型交付金を活用して、車いすや寝たきりの高齢者等に対し安全に理美容を行うことのできる福祉理美容師 31 人を養成した。さらに、高齢者向けのオシャレ講座を開催し、高齢者の生活の質の向上や外出機会の創出に努めた。

本計画は、養成した福祉理美容師が N P O 法人を設立し、福祉理美容事業を展開する仕組みを構築し、継続的な利用が見込める新規顧客を開拓することで、地域に根差した福祉理美容師のしごとの創出を図るとともに、福祉理美容を通じて高齢者のいきがいくくりや外出機会の創出を促進し、地域の活性化につなげることを目的とする。

【数値目標】

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
訪問理美容実施件数	150 件	600 件	1,200 件	1,500 件	1,800 件
利用者満足度	80%	80%	80%	80%	80%
オシャレ講座参加者数	128 人	192 人	192 人	192 人	192 人

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

今後一層のニーズが見込まれる在宅等での理美容に対応するため、福祉理美容師を会員とする N P O 法人を立ち上げ、訪問福祉理美容事業を実施する。事業の実施に当たっては、高齢者等が安心して利用することができるようにワンストップ窓口を設置し、社会福祉協議会が担当する。

また、オシャレ講座やふれあいイベント等を通じ、高齢者のいきがづくりや外出機会の創出を促すとともに、福祉理美容の認知度向上を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金【A3007】

1 事業主体

静岡県駿東郡小山町

2 事業の名称及び内容：福祉理美容による地域活性化事業

- ・福祉理美容師を会員とするNPO法人を立ち上げ、社会福祉協議会にワンストップ窓口を設置し、利用者からの依頼に基づき、福祉理美容師を派遣する。
- ・福祉理美容師の技術水準を向上させるため、利用者のケースに応じた理美容の方法について動画を作成し、福祉理美容師に提供するとともに、福祉理美容師を対象とした実地研修や、福祉理美容技術の相談体制を整備する。
- ・高齢者の生活の質の向上や外出機会の創出を図るためのオシャレ講座や、福祉理美容を一般町民に広くPRするためのふれあいイベントを開催するほか、ホームページ、チラシ等により、福祉理美容の情報発信を行う。

3 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

- ・福祉理美容師がNPO法人を設立し、町と連携し、訪問福祉理美容事業を実施するほか、オシャレ講座やふれあいイベントを実施し、高齢者等の生活の質の向上、いきがづくり、外出機会の創出を図る。なお、訪問福祉理美容事業のワンストップ窓口は社会福祉協議会が担う。

【地域間連携】

- ・近隣市町の住民等から訪問福祉理美容の依頼があった場合は積極的に対応し、マーケットの拡大を図る。今後、本町での事業実施状況を見ながら、近隣市町も含めた広域での事業展開を目指す。

【政策間連携】

- ・支援が必要な高齢者等に対する訪問理美容を行う仕組みを構築することで、理美容師のしごとの創生を図るとともに、高齢者や障がい者等の福祉の向上に寄与する。さらに、オシャレ講座等を実施し、高齢者にオシャレになってもらうことで、外出の機会の創出を図り、地域の活性化を目指す。

【自立性】

- ・NPO法人による情報発信、社会福祉協議会や福祉関係者からの利用者の紹介、さらには利用者の口コミの拡散等により、利用者の拡大（自主財源の確保）を図る。新規事業であるため、当初3年間は地方創生推進交付金を活用して事業の仕組みを構築し、4年目、5年目は町において経費の一部を助成する。利用者増に伴い、6年目以降は自主財源によりNPO法人を運営する。

4 重要業績評価指標（K P I）及び目標年月

区 分	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
訪問理美容実施件数	150 件	600 件	1,200 件	1,500 件	1,800 件
利用者満足度	80%	80%	80%	80%	80%
オシヤレ講座参加者数	128 人	192 人	192 人	192 人	192 人

5 評価の方法、時期及び体制

毎年度、事業の実施状況及びK P Iの達成状況等を取りまとめ、小山町まち・ひと・しごと創生会議及び町議会に報告し事業効果を検証する。また、必要に応じ、小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略や今後の事業計画に反映させる。検証結果はホームページで公表する。

6 交付対象事業に要する費用

① 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

・総事業費 16,500 千円

7 事業実施期間

地域再生計画認定の日から、平成31年3月31日（3カ年度）

8 その他必要な事項

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

事業概要：訪問による福祉理美容事業の実施、オシヤレ講座、ふれあいイベント等（小山町独自の取組）

事業主体：N P O法人（特定非営利法人小山町福祉理美容協会）

事業期間：平成31年4月1日～平成33年3月31日

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

毎年度、小山町がN P O法人から目標毎の数値及び事業の実施状況の報告を受けて数値目標の達成状況の確認及び事業効果の分析を行い、産官学金労言により構成する「小山町まち・ひと・しごと創生会議」で評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

小山町は、各目標の数値及び事業の実施状況について、事業実施年度の次年度の4月にNPO法人からの報告により把握する。

また、数値目標の達成状況及び事業効果の分析を行い、毎年6月に開催する「小山町まち・ひと・しごと創生会議」で評価を行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の方法

目標の達成状況及び事業の実施状況については、評価実施後、毎年度速やかに小山町ホームページで公表する。